

飼い主のいない猫の避妊手術又は去勢手術支援申請に係る確認書

内容を確認し、了承の上、チェックしてください。

- 1 本支援の対象となる猫は、飼い主のいない猫であること。（以下「対象猫」という。）
- 2 捕獲した対象猫に万が一、飼い主がいた場合のトラブルは、申請者が一切の責任を持って対応すること。
- 3 対象猫は、避妊手術又は去勢手術（以下「手術」という。）後、捕獲した場所へ戻すこと。
- 4 対象猫の搬送容器は、逸走防止のため捕獲檻又は蓋つきキャリーケースとすること。
- 5 対象猫の搬送、手術の実施には次の危険性等が伴い、手術中及び術前術後には不測の事態及び死亡事故等が発生する可能性があること。
 - (1) 全身麻酔実施の際は、麻酔薬に対するアレルギー反応等による事故が起こりうること。
 - (2) 症状を呈していない対象猫であっても、既に病気に罹患している可能性があること。
 - (3) 屋外で生活する対象猫は、感染症に既に感染している可能性が高く、捕獲・入院によるストレスや手術に起因して発症することがあること。
 - (4) 発情中や妊娠中の雌を手術する際は、出血が多くなるため手術の負担や危険性があること。
 - (5) 妊娠している個体は、妊娠によるストレス等により手術の負担が大きくなること。
 - (6) 子宮に奇形又は疾患がある場合は、手術の負担が大きくなること。
 - (7) 停留精巣の個体は、手術の負担が大きくなること。
 - (8) 高齢になるほど個体への手術の負担が大きくなること。
 - (9) その他、想定できない不測の事態が起こりうること。
- 6 対象猫の一時預かり、搬送、手術中及び術前術後の死亡並びに逸走等不測の事態が発生した場合であっても、各保健福祉事務所、保健福祉事務所各センター、動物愛護センター及び手術者に対しその責任を一切問わないこと。
- 7 手術を実施した対象猫に手術済みであることを外見から判断できるよう、対象猫の耳の先端をV字にカット（以下「識別処置」という。）すること。
- 8 開腹後、手術済みであることが判明した場合は、識別処置を実施すること。
- 9 重篤な疾病に罹患している等、対象猫が手術の実施に適さない状態にあると判断した場合は手術を行わないこと。
- 10 手術は、全身麻酔下において次の方法で行うこと。
 - (1) 雌：卵巣、子宮のいずれか又は卵巣と子宮を合わせて摘出する手術を実施する。
ただし、妊娠している個体は、胎仔を子宮とともに摘出する。
 - (2) 雄：精巣を摘出又は精管を結さつする手術を実施する。
- 11 動物愛護センターは本支援に付随する医療行為のみ実施すること。

私は上記内容について確認し、了承しました。

年 月 日 氏名 _____